

山陽小野田市小規模特認校制度実施要綱

令和6年5月27日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市小・中学校通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第15号、以下「規則」という。）第5条第2号に基づき、本市が通学区域に関係なく、市内全域から就学を認める小規模校（以下「小規模特認校」という。）へ就学を希望する保護者及び児童生徒の申請により、規則第2条に規定する保護者の住所地の属する通学区域の学校（以下「指定校」という。）から小規模特認校へ就学学校を変更すること（以下「特認校就学」という。）について必要な事項を定める。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校は、山陽小野田市立厚陽小中一貫校とする。

(就学条件)

第3条 特認校就学の条件は、次に定めるところによる。

- (1) 就学する児童生徒及びその保護者は、山陽小野田市に住所を有していること又は特認校就学までに山陽小野田市に転入する予定があること。
- (2) 小規模特認校の教育方針に賛同し、教育活動、地域活動及びPTA活動に協力すること。
- (3) 保護者の負担と責任において通学させること。

(受入人数)

第4条 小規模特認校における児童生徒の受入人数は、教育委員会が小規模特認校の校長（以下「小規模特認校長」という。）と協議の上、決定するものとする。

(就学期間)

第5条 小規模特認校への就学期間は、原則4月1日から中学校卒業までとする。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

2 就学が困難となった場合は、教育委員会は小規模特認校長と協議

し、指定校に転学させるものとする。

（申請）

第6条 特認校就学を希望する児童生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校入学申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請書が提出されたときは、小規模特認校長に通知するものとする。

（面談）

第7条 小規模特認校長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、申請者等と面談を行い、小規模特認校長の意見書（以下「校長意見書」という。）を教育委員会へ提出するものとする。

（審査）

第8条 教育委員会は、前条の校長意見書が提出されたときは、特認校就学の可否を審査し、その結果を小規模特認校就学承認通知書（様式第2号）又は小規模特認校就学不承認通知書（様式第3号）により申請者、指定校の校長及び小規模特認校長に通知するものとする。

（抽選）

第9条 特認校就学の申請が第4条に定める受入人数を超えた場合は、抽選により承認する児童生徒を決定するものとする。

（承認の取消し）

第10条 教育委員会は、前条の規定により承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該承認を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する就学条件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請の内容が事実と相違していると認められたとき。
- (3) 小規模特認校就学取消届（様式第4号）の提出があったとき。
- (4) 小規模特認校が休校又は廃校となったとき。
- (5) その他教育委員会が認めたとき。

第11条 教育委員会は、前条の規定により特認校就学を取り消した

場合、小規模特認校就学取消通知書（様式第5号）により申請者、指定校の校長及び小規模特認校長に通知するものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

山陽小野田市教育委員会 宛

（保護者）住所 山陽小野田市

氏名

連絡先

小規模特認校就学申請書

小規模特認校に就学させたいので、下記のとおり申請します。なお、保護者の負担と責任において通学させ、小規模特認校の教育方針に賛同し、教育活動、地域活動及び P T A 活動に協力します。

記

児童生徒	氏名				
	生年月日	年	月	日	学年
学 校	指定校	山陽小野田市立			
	希望校	山陽小野田市立			
	通学方法				
理 由					

※学年の欄には小規模特認校就学開始時の学年を記入してください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市教育委員会

小規模特認校就学承認通知書

下記のとおり小規模特認校への就学を承認しましたので、お知らせします。

記

児 童 生 徒	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
学 校 ・ 学 年		
通 学 方 法		
就 学 許 可 期 間		
遵 守 事 項	1 児 童 生 徒 及 び そ の 保 護 者 は、山 陽 小 野 田 市 に 住 所 を 有 し 居 住 し て い る こ と。 2 就 学 校 の 教 育 方 針 に 賛 同 し、教 育 活 動、地 域 活 動 及 び P T A 活 動 に 協 力 す る こ と。 3 保 護 者 の 負 担 と 責 任 に お い て 通 学 さ せ る こ と。 ※ 遵 守 で き な い 場 合 は、教 育 委 員 会 が 小 規 模 特 認 校 長 と 協 議 し、指 定 校 に 復 帰 さ せ る も の と す る。	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市教育委員会

小規模特認校就学不承認通知書

先に申請のあった山陽小野田市立 学校への就学について
は、下記の理由により却下します。

記

1 児童生徒氏名（生年月日）

2 学年

3 却下理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

山陽小野田市教育委員会 宛

（保護者）

住所 山陽小野田市

氏名

連絡先

小規模特認校就学取消届

山陽小野田市立 学校への就学については、下記の理由により申請を取消します。

記

児童生徒	氏名				
	生年月日	年	月	日	学年
取消理由					

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市教育委員会

小規模特認校就学取消通知書

山陽小野田市立 学校への就学については、下記の理由により取り消します。

記

1 児童生徒氏名（生年月日）

2 学年

3 取消理由